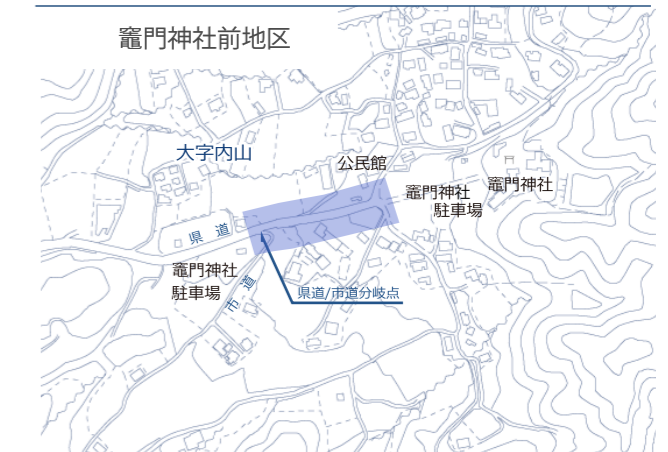
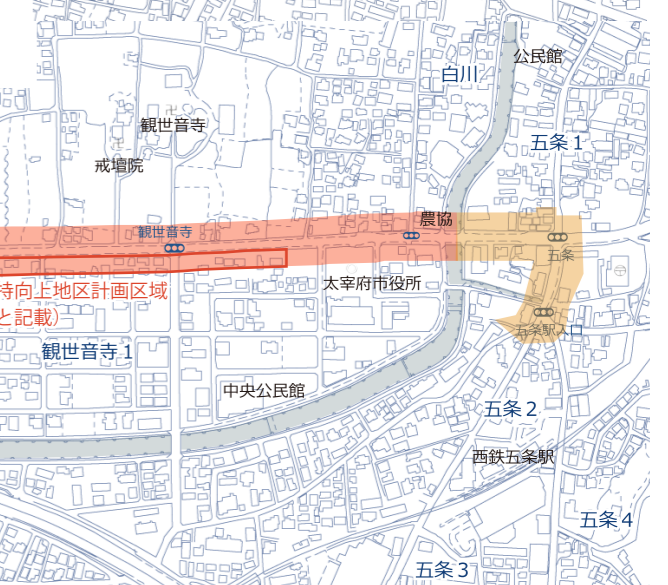
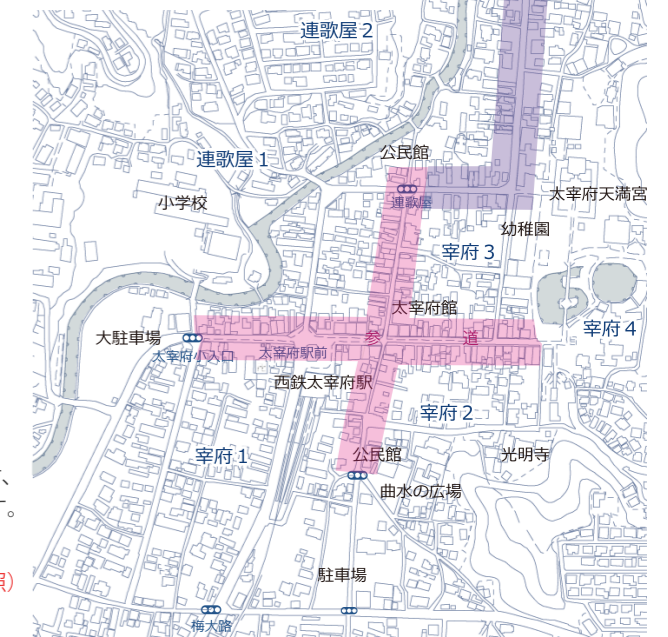


太宰府市では、地域特性に応じて市内を3つの地域・地区に区分しました。
屋外広告物や特定屋内広告物の表示を計画する地域・地区を確認し、
許可基準や許可申請手続きに関する事項をお守りください。

【広告物景観育成地区 詳細図】

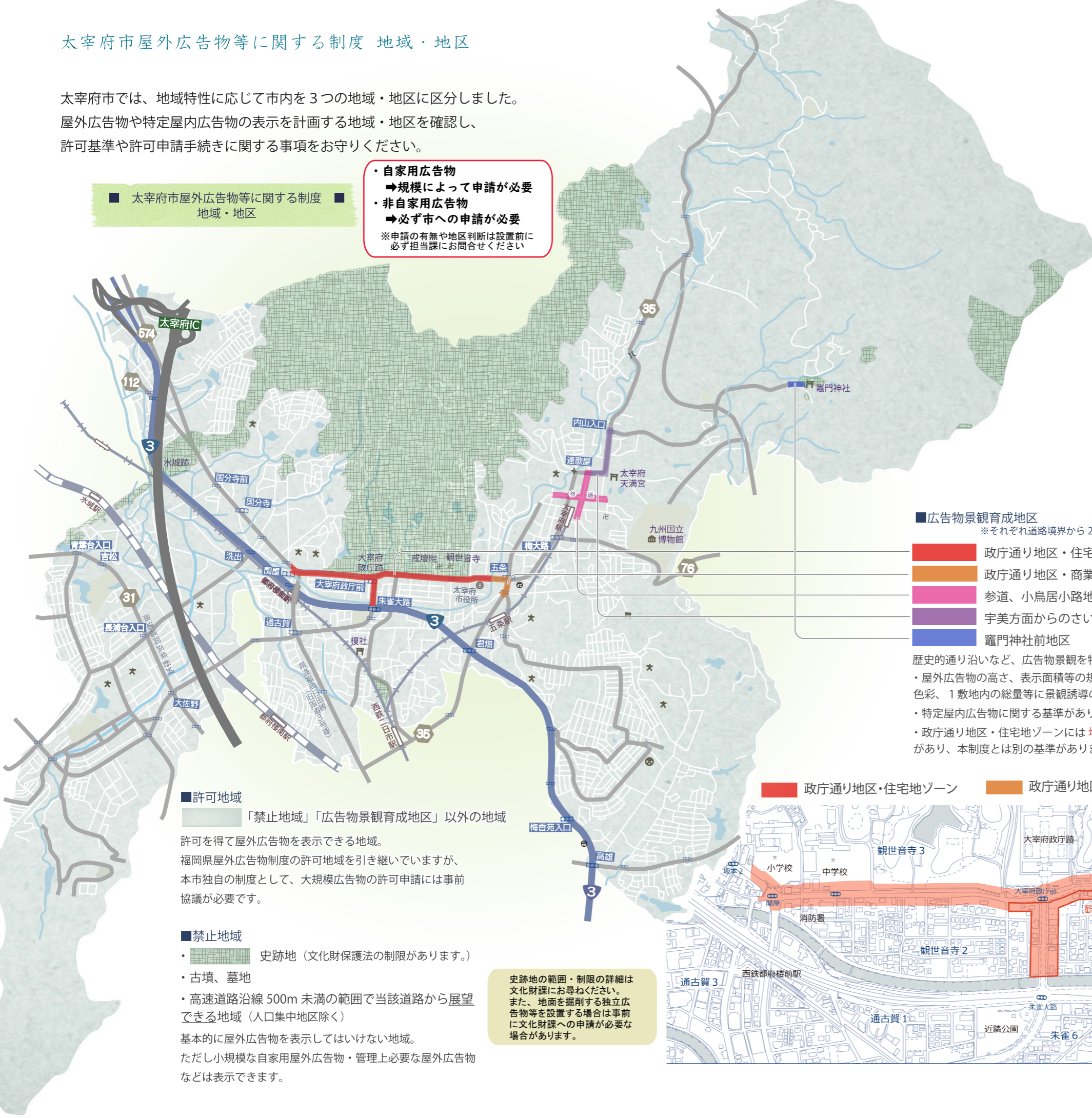


- 参道、小鳥居小路地区
- 宇美方面からのさいふまいの道地区



■ 太宰府市屋外広告物等に関する制度 地域・地区

- ・自家用広告物
→規模によって申請が必要
 - ・非自家用広告物
→必ず市への申請が必要
- ※申請の有無や地区判断は設置前に必ず担当課にお問合せください



- 広告物景観育成地区
※それぞれ道路境界から20mの範囲（端部を除く）。
- 政庁通り地区・住宅地ゾーン
 - 政庁通り地区・商業地ゾーン
 - 参道、小鳥居小路地区
 - 宇美方面からのさいふまいの道地区
 - 竈門神社前地区

歴史的通り沿いなど、広告物景観を特に重視する地区。
・屋外広告物の高さ、表示面積等の規格に加え、意匠、素材、色彩、1敷地内の総量等に景観誘導のための基準があります。
・特定屋内広告物に関する基準があります。
・政庁通り地区・住宅地ゾーンには 地区計画区域（下図参照）があり、本制度とは別の基準があります。

■ 許可地域
「禁止地域」「広告物景観育成地区」以外の地域
許可を得て屋外広告物を表示できる地域。
福岡県屋外広告物制度の許可地域を引き継いでいますが、本市独自の制度として、大規模広告物の許可申請には事前協議が必要です。

■ 禁止地域

- ・史跡地（文化財保護法の制限があります）
- ・古墳、墓地
- ・高速道路沿線 500m 未満の範囲で当該道路から展望できる地域（人口集中地区除く）

基本的に屋外広告物を表示してはいけない地域。
ただし小規模な自家用屋外広告物・管理上必要な屋外広告物などは表示できます。

史跡地の範囲・制限の詳細は文化財課にお尋ねください。また、地面を掘削する独立広告物等を設置する場合は事前に文化財課への申請が必要な場合があります。

- 政庁通り地区・住宅地ゾーン
- 政庁通り地区・商業地ゾーン

